公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当が なされることを条件とするものです。

令和6年3月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

地域包括支援センター事業委託

(2)業務内容

受託事業者は、次の各項の全てを実施すること。

① 地域包括支援センターの設置

介護保険法第115条の46第3項の規定により、区に届け出て、地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。支援センターは、世田谷区のまちづくりセンターの管轄する区域(地区)ごとに設置する。詳しくは、募集要項の別紙1「地域包括支援センター別地区概況」を参照すること。

なお、今回、28地区の支援センターごとに提案書を求め審査する。

② 区委託事業の実施

区との委託契約により、次の事業を実施すること。

ア 包括的支援事業

(介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業)

- (ア)総合相談支援
- (イ) 権利擁護
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- イ 介護予防ケアマネジメント
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業
- (ア)介護予防・生活支援サービス
- (イ) 一般介護予防事業

(介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業)

- エ 認知症ケアの推進事業
- オ あんしん見守り事業
- カ 在宅医療・介護連携(在宅療養相談窓口、地区連携医事業)

- キ 区保健福祉サービス、介護保険認定の申請受付
- ク 地域包括ケアの地区展開
- (ア)障害者、子育て家庭、生活困窮者等への相談支援(福祉の相談窓口)
- (イ)まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館との四者連携による地域づくり等 ※地域包括ケアの地区展開などの世田谷区の地域包括ケアシステムの推進状況については、区ホームページを参照すること。

(目次から探す>福祉・健康>地域保健福祉>地域包括ケアシステムの推進)

ケーその他

その他の委託事業内容等について、募集要項を参照すること。

③ 指定介護予防支援事業

支援センターの運営にあたり受託者は、区から介護保険法第115条の22第1項の規定による指定を受け、支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業(予防給付のケアマネジメント)を実施すること。

なお、令和6年度からは指定居宅介護事業者も介護予防支援の指定を受けることが できる。

④ 人員

- ア 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項に定める3職種を配置すること。
- イ 条例第4条第1項の規定により配置する3職種のうち保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者については、世田谷区地域包括支援センターに配置する専門3職種に関する要綱を参照すること。
- ウ 上記アの職員のほか、条例第4条第2項に定める職員を加えて配置すること。 ※条例については、令和6年第1回区議会定例会に条例改正案を提出しているため、令和7年4月以降は、募集要項の別紙2「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例 新旧対照表」の改正後の基準となる予定である。
- エ 上記ア及びウの職員のほか、障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務の実施にあたり、本業務遂行に必要な知識、相談対応技術等を有する常勤職員1名以上(常勤換算1.2名以上)を配置すること。
- オ 常勤のうち、いずれかの職員を管理者とすること。
- カ 指定介護予防支援事業実施にあたり必要な人員は、上記ア〜エで定める職員数と は別で算定し配置すること。
- キ 上記ア及びオの職員の各1名あたりが行う指定介護予防支援事業の介護予防支援 の実施件数は、常時20件以内を目安とすること。
- ク 開設時間内は、窓口や電話での相談受付業務に支障が生じないようにすること。 また、全ての開設日において必ず、複数の職員を出勤させるものとし、事業の安

定的かつ適正な運営のために、必要な人数及び能力を考慮し、職員を配置すること。もしも、複数人出勤できない事情が生じた場合は、受託者の責任においてフォロー体制を整えること。

- ケ 窓口開設時間外における電話での緊急相談にも確実に対応できるよう、携帯電話 への転送等を利用した24時間対応可能な体制を敷くこと。
- コ やむを得ない事由により、配置職員に欠員や長期休暇が生じる場合は、速やかに 区に報告して補充・代替の処置を取るとともに、業務に支障が生じないように引 継ぎを行うこと。
- サ 住民との関係性や業務スキルを維持・継続できるよう、運営事業者として、職員の定着を図ること。
- シ 配置職員数は、上記ア〜サの条件を満たした上で、受託業務の実施に支障が生じない人数の職員を配置すること。

(3)履行期間(予定)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、運営状況が良好と認められ、かつ、予算について区議会の議決が得られた場合に限り年度ごとに契約を更新する。また、6年後を目途に再度運営事業者の選定を行う。

(4) 委託金額の限度額

担当する地区ごとに定める額とする。

詳細については、募集要項を参照すること。

2 参加資格要件

本公募に応募できる者は、令和6年3月1日現在、法人格を有し、次に揚げる要件の すべてを満たす事業者とする。

- (1)都内または世田谷区近隣市(横浜市、川崎市、相模原市)内に事業者本部または事業 所を有し、次の①~⑤のいずれかに該当すること。
 - ① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - ② 医療法第39条に規定する医療法人
 - ③ 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
 - ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - ⑤ 消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合
- (2)事業者として、次の①または②いずれかの事業所の平成18年度以降の運営実績があること。

- ① 介護保険法に基づく地域包括支援センター
- ② 老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

(3) その他

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- ④ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準 本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4 提案書を特定するための評価基準
- (1) 書類審査
 - ① 法人概况(経営状况等)
 - ② 運営管理
 - ア 運営方針
 - イ 管理・運営体制
 - ウ 公正・中立性
 - エ 個人情報・電子データの管理
 - オ 苦情・事故対応
 - カ 安全管理
 - ③ 事業計画
 - ア 総合相談支援
 - イ 権利擁護事業
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - エ 介護予防ケアマネジメント
 - オ 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)
 - カ 認知症ケア推進事業
 - キ 在宅介護・医療連携
 - ク 地域包括ケアの地区展開(福祉の相談窓口)
 - ④ 職員体制 (職員配置、欠員対応、質の向上(人材育成・定着)等)
 - ⑤ その他

(2) 面接審査

設置を希望する支援センターごとに面接審査を実施する。

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課 介護予防・地域支援担当

担当:池田・中村・藤野・小川

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 分庁舎 (ノバビル) 3階

電話:03-5432-2578

3 - 1: sea02087@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要項の交付場所及び方法

期間:令和6年3月5日(火)から令和6年3月25日(月)午後5時まで 場所及び方法:世田谷区ホームページで閲覧のうえ、ダウンロードに限る。

(3) 公募説明会

日時:令和6年3月15日(金)午後6時から

場所:オンライン (Zoom)

参加申込み方法等:令和6年3月13日(水)午後5時までに事前申し込みをしてくだ

さい。詳細は募集要項を参照すること。

(4) 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

期間:令和6年3月21日(木)から3月25日(月)まで(土、日を除く) ※各日午前9時から午後5時まで

場所:上記(1)に同じ

方法:上記(1)の窓口への持参に限る

※事前に上記(1)に連絡し、提出日・時間の指定を受けること。

(5) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

期間:令和6年4月22日(月)から4月25日(木)まで ※各日午前9時から午後5時まで

場所:上記(1)に同じ

方法:上記(1)の窓口への持参に限る

※事前に上記(1)に連絡し、提出日・時間の指定を受けること。

6 その他

- (1)区内28地区それぞれの地域包括支援センターの運営について、提案書の提出を求め、それぞれの地区ごとに審査を行う。
- (2) 審査により選定された事業者と提案の内容を元に随意契約を締結する。
- (3) 区は、提案書を提出した者の法人名及び提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (4) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。
- (5) 契約保証金 免除
- (6)契約書作成の要否 要
- (7) 地域包括支援センター運営業務に関する情報を入手するための照会窓口は、世田谷 区高齢福祉部介護予防・地域支援課とする。その他の地域包括支援センター運営業 務に関する区役所担当部署及び各支援センターへの直接の問い合わせ・取材・施設 の見学等は、受託事業者が決定するまでの全期間において禁止とする。
- (8) 本件に関して区から受領した書類は、区の事前の承諾無しに本件の提案書作成以外の目的に使用してはならない。
- (9) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (10) 提出期間後において、提出書類を追加・変更することは認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とすることとし、併せて指名停止措置をすることがある。
- (11) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。
- (12) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区が必要と判断したものについては、提案書の内容を世田谷区が無償にて使用できるものとする。
- (13) 提案が以下の項目に該当する場合は、無効となることがある。
 - ① 提出方法、提出先及び受付期間に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び提出書類に不備があるもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑥ 参加表明以降、契約の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (14) 新たに選定された新規事業者は、令和7年1月を目安に準備委託契約を締結する。 令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年3月末日までに、 現受託事業者との引継ぎ、事業計画の作成、研修への参加、建物設備等の準備を行 うこと。その場合にかかる費用については、引継ぎのための人件費、研修参加費等 は、準備委託契約による委託料(20万円程度)に含まれるものとし、その他の準備

に係る人件費、事務費、施設の敷金・礼金、工事費等にかかる費用の一切は、全て 新たに選定された事業者の負担とする。